

静岡市建設工事の請負契約に係る入札参加者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、静岡市が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札の方法)

第2条 入札の方法は、一般競争入札及び指名競争入札のいずれかによる。このうち一般競争入札については、技術資料提出型制限付一般競争入札（以下「技術型」という。）、総合評価方式制限付一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）及び格付等級指定型一般競争入札（以下「格付型」という。）の方法に区分して入札を執行する。

(入札方法の決定)

第3条 入札の方法は、原則として技術型によるものとし、静岡市建設工事に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱(平成24年4月1日施行)第3条に該当する場合は、総合評価方式によるものとする。

2 土木一式工事、電気工事若しくは舗装工事であって予定価格が3,500万円未満であるもの又は建築一式工事であって予定価格が7,000万円未満であるもののうち、特に技術要件を付す必要がないと認められるもの場合は、格付型とすることができる。

3 次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。

- (1) 特殊な工法、技術等を必要とする工事
- (2) 競争に加わるべき者の数（認定者又は実績者）が、一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 不良・不適格業者が参加するおそれがある場合
- (4) 過去の施工実績を特に勘案する場合
- (5) 工事場所が都市計画区域外の場合
- (6) 特に小規模な工事である場合
- (7) 一般競争入札に付する時間的余裕がないやむを得ない事情があると認められる場合

(入札参加者の選定順位)

第4条 入札参加者は、特別な理由がある場合を除き、入札参加資格の認定を受けた者のうちから、次の順位により選定する。

- (1) 静岡市内に本社、本店等の建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有している者
- (2) 静岡市内に建設業法に規定する営業所を有し、当該営業所の長等に入札及び契約に係る権限を委任している者
- (3) 前2号に掲げる者以外のもの

(一般競争入札における選定基準)

第5条 技術型及び総合評価方式においては、工事の内容により、前条に規定する入札参加者の選定順位を踏まえ、適正な入札参加資格要件を設定する。

2 技術型及び格付型の格付工種における発注は、静岡市建設工事の請負契約及び建設業

関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格（平成17年静岡市告示第43号）第1の2（8）に規定する発注基準（以下「発注基準表」という。）によることとする。なお、必要に応じて別表第2に掲げる運用基準において発注することができるものとする。（指名競争入札における選定基準）

第6条 指名人の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として、公正かつ公平に行うとともに、その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。

2 指名人の選定数は、別表第1に掲げる数とする。ただし、これにより難いと市長が認める特別な理由があるときは、この限りでない。

3 格付工種における発注は、前条第2項のとおり、発注基準表によることとする。

4 次に掲げる者は、指名人としない。

（1）次に掲げる期間内にある者

ア 建設業法に基づく営業停止の期間

イ 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加停止の期間

ウ 静岡市建設業者等選定委員会部会における指名除外措置要領（平成15年4月1日施行）に基づく指名除外の期間

（2）前号アからウまでに規定する措置をとるために必要な調査の対象となっている者であつて、市長がその者を指名しないこととする必要があると認める期間内にあるもの

（3）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

5 指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案し、又は尊重するものとする。

（1）地理的条件 工事場所と主たる営業所の所在地との地理的関係を勘案する。

（2）指名回数 特定の者に指名回数が偏らないように、適格な者のうちから公正に指名する。

（3）工事成績 前年又は前々年の同種の静岡市が発注した建設工事（以下「市工事」という。）に係る工事成績が優良であるか否かを勘案する。

（4）工事手持量 工事の手持状況から判断して、その市工事の施工が可能であるか否かを勘案する。

（5）技術者 当該工事を施工するに足る有資格の技術者が確保されているか否かを勘案する。

（6）施工実績 当該工事と同種の工事について、年間平均完成工事高、過去の工事経験その他の施工実績を勘案する。

（7）安全管理の状況

ア 市工事の施工中における安全管理の状況が優良であると認められるときは、その

事実を尊重する。

イ 市工事の施工中における市の監督員から改善の指摘を受けたときは、その事実を勘案する。

ウ 市工事について、公衆又は工事関係者に対する事故が発生したときは、その事実を勘案する。

(8) 労働福祉の状況

ア 市工事について、建設業退職金共済組合等との退職金共済契約の締結及び証紙の購入、貼付等の状況を勘案する。

イ 労働者の雇用確保、労働条件の改善、障害者の雇用等に対する取組みの状況を勘案する。

(9) ISO認証取得の状況 ISO9001及びISO14001の認証を取得しているときは、その事実を尊重する。

(10) 組合及び経常JVの取扱い 事業協同組合又は経常JVを選定する場合は、その組合員又は構成員は、同一の入札に選定することはできない。また、経常JVの構成員を選定する場合は、その他の構成員は、同一の入札に選定することはできない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

指名人の選定数

(金額：予定価格)

業者数	建築一式工事	その他
4者程度	500万円未満	500万円未満
7 "	500万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満
9 "	3,000万円以上 5,000万円未満	1,500万円以上 2,500万円未満
12 "	5,000万円以上	2,500万円以上

備考 「程度」の解釈は「-1から+1」の範囲とする。

別表第2

競争入札の発注・運用基準

(金額単位：万円)

工種	発注基準		一般競争入札(総合評価方式を除く)の運用基準		
	等級	金額	等級区分	格付等級指定型	技術資料提出型
土木一式 工事	A	4,000 ~	A	—	4,500 ~
	B	1,500 ~ 4,000	A・B	1,500 ~ 3,500	2,000 ~ 4,500
	C	500 ~ 1,500	B・C	700 ~ 1,500	800 ~ 2,000
	D	~ 500	C・D	~ 700	~ 800
建築一式 工事	A	8,000 ~	A	—	10,000 ~
	B	2,000 ~ 8,000	A・B	3,000 ~ 7,000	3,000 ~ 10,000
	C	~ 2,000	B・C	~ 3,000	~ 3,000
電気・ 舗装工事	A	1,500 ~	A	1,500 ~ 3,500	2,000 ~
	B	500 ~ 1,500	A・B	700 ~ 1,500	800 ~ 2,000
	C	~ 500	B・C	~ 700	~ 800
管工事	A	1,500 ~	A	—	2,000 ~
	B	500 ~ 1,500	A・B	—	800 ~ 2,000
	C	~ 500	B・C	—	~ 800